

申込みを取り下げたい場合・申込内容を修正したい場合

(1) 申込みを取り下げたい場合

一度行った申込みを取り下げる場合は横浜市電子申請・届出システムにて以下の手続きを行ってください。

- ① 電子申請・届出システムにログインする
- ② ログイン画面のアカウント名をクリックし、マイページ画面へ
- ③ マイページ画面の「申請履歴一覧・検索」から取り下げたい申請を選択
- ④ ページ最下部の「この申請を取り下げる」を選択

(2) 申込内容を修正したい場合

修正をしたい場合は、正しい内容で再度申込みをしたうえで、速やかに修正したい申込みを取り下げてください。取り下げ方法については(1)を参照してください。

※申込期間終了後に申込みを取り下げた場合は、辞退とみなし、いかなる理由においても受験する一切の権利を失います。

また、申込期間終了後に申込内容の修正はできませんので、必ず申込期間中に、申込内容に誤りがないか確認してください。

(P14「申込み状況の確認」参照)

申込時提出書類の郵送(特別選考③、④、⑥、⑧のみ)

特別選考③、④、⑥、⑧受験者の方は、インターネットによる申込みを行ったうえで、次の書類を郵送してください。

対象者	提出書類(郵送提出)	提出期間
特別選考③ 特別選考⑧	大学を通じて提出していただきます。 詳細は、各大学の御担当者に確認してください。	令和6年4月10日(水)～5月8日(水) 5月8日(水)消印有効(持込不可)
特別選考④	実績の内容を客観的に示す書類の写し	令和6年4月10日(水)～5月13日(月) 5月13日(月)消印有効(持込不可)
特別選考⑥	身体障害者手帳、療育手帳(又は知的障害者であることの判定書)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し(氏名、生年月日、発行自治体及び障害名が分かるページ)	

【郵送方法】

◆角形2号封筒(縦332mm×横240mm)に提出書類を入れて郵送してください。

◆郵便事故防止のため、必ず簡易書留扱いで、国内から郵送してください。国外からの郵送や、普通郵便での郵送で、郵便事故等により横浜市教育委員会に提出書類が届かなかった場合は、受験できません。また、提出書類が届いているかどうかの問合せには回答できません。簡易書留差出時の受領証は、受験票発行ができるまで保管してください。

◆封筒の表に以下について朱書きしてください。

- ・「提出書類在中」
- ・受験区分(小学校、中学校・高等学校[教科]、特別支援学校、養護教諭、高等学校[教科]の別)
- ・選考区分(特別選考③、④、⑥、⑧の別)

◆封筒の裏には差出人の住所・氏名を必ず明記してください。

【送付先】 横浜市教育委員会事務局教職員人事課 任用係

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

